

令和7年11月

直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する資料について

マイナンバー法の一部改正により、健康保険被保険者証（以下「健康保険証」という。）の新規発行が行われなくなり、発行済みの健康保険証の使用可能期限は最大令和7年（2025年）12月1日までとなっています。

つきましては、使用可能期限後の健康保険証が雇用関係を証明する書類として使用できなくなります。また、マイナ保険証・資格確認書は、所属会社が記載されていないため、確認書類となりません。

業務委託の入札・契約手続きにおいて、「直接的かつ恒常的な雇用関係」を確認する資料を提出する場合は、下記の例を参考とさせていただきますようお願いいたします。

記

- ・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料の写し
- ・その他上記に準ずる資料

以上

<注意事項>

※原則として、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目は、マスキングをして提出してください。